

再開発事業への資金不足が表面化した時期と津山市の対応策



中央街区組合に「資金が不足した」という事態を市長は、「平成十三年五月三十日の県の是正命令で初めて知った。」との答弁を繰り返し証言しております。この点では、百条委員会の調査が進むに従って「仔細を知ったのは」という言葉巧みに使うようになってきましたが、五月二十三日の証言でも「初めて仔細を知ったのは県の是正命令後です。」と証言を繰り返しています。

しかし、平成九年七月七日付けの「西川文書」の存在、平成九年八月十一日の行政内部の会議の模様、その後、連続的に提出されている「組合への要請文」などの存在、平成十年十二月十六日に津山市長から中央街区組合に対して「再開発事業に係る補助金及び負担金の使途についての要望」が出されたり、平成十二年六月五日には「事業の清算に関する資料の提出」を求め、「資金使途の内容と資金不足が生じた事由等を整理する」ことを求めていますから、市長は、「県の是正命令前」に資金不足の内容は承知していたといわなくてはなりません。

(市長の偽証罪についての結論)

そのために、市長発言は、偽証罪になるのではないかと、その意見も出され、偽証罪の可能性について、当委員会では、百条委員会での発言議事録、その他客観的事実や証拠書類や弁護士からの参考意見も含めて慎重に論議をしてきました。

結果としては、中尾嘉伸市長の告発については、告発をすべきとする意見が少数となり、委員会としては告発をしないという結論に達しました。

アルネ駐車場建設に関する、 県からの二十億円支援金について



アルネ駐車場建設に関して、県からの二十億円支援金についてですが、これは、駐車場の建設時にもらうお金です。ところが、市長らは、「アルネ再建策第三次案で支援を要請している」と、問題の「すりかえ」をし、質の違う支援策を持ち出して「言い訳のしすぎ」ともいえる態度です。

特に、二十億円の支援金は、平成十七年六月末で執行される「アルネ再建策第三次案」で「一円の支援もないままに、債務負担行為」が解消されてしまうもので、「県支援金二十億円」の提案者としての責任は重く、「偽証罪」ではないが、市長の責任は厳しく問われなくてはならないと指摘をしておきます。